

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和5年12月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300236号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300072号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年7月20日の賞与記録について、支払年月日を同日から同年7月31日に訂正し、標準賞与額を121万円から150万円に訂正することが必要である。
平成16年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成16年7月31日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成16年12月31日の標準賞与額を118万円に訂正することが必要である。
平成16年12月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成16年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求者のA社における平成16年12月31日の標準賞与額は118万円(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額)を121万円に訂正することが必要である。
平成16年12月31日の訂正後の標準賞与額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 4 請求者のA社における平成18年7月12日の標準賞与額を122万円に訂正することが必要である。
平成18年7月12日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成18年7月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成16年7月31日
② 平成16年12月
③ 平成18年7月

ねんきん定期便を見ると、A社から支給された私の請求期間②に係る冬期賞与及び請求期間③に係る夏期賞与の記録が漏れていることが判明した。

A社に確認すると、請求期間②及び③に係る届出を失念していたと言われ、同社の社会保険事務担当者と一緒に年金記録の訂正請求書を記入して提出した。

その後、平成16年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿が見付かり、内容を確認したところ、平成16年7月31日に賞与額182万円及び社会保険料控除額22万1,039円の記載

が確認できたことから、A社に確認したところ、同日に支給した決算賞与と請求期間②に支給した冬期賞与の合算した額を同年7月31日支給分として記載していたことが判明したので、請求期間①に係る決算賞与の記録も訂正請求に追加した。

私は、A社に入社後、毎年7月に夏期賞与、12月に冬期賞与、そして、景気のいい時は7月に決算賞与が支給されており、いずれの賞与からも厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された平成16年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）及び平成16年夏期賞与の給料支払明細書、A社の回答並びに同社の社会保険事務担当者の陳述により、請求者は同社から平成16年7月20日に夏期賞与121万円の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認でき、同年7月31日に決算賞与61万円の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者に対し、平成16年7月には、同一月に賞与が2回支払われていることから、請求期間①について、賞与支払年月日は、平成16年7月20日から同年7月31日に訂正し、標準賞与額は、同年7月20日及び同年7月31日に支払われた賞与額の合計及び当該各賞与に係る厚生年金保険料控除額の合計に見合う標準賞与額がいずれも1か月当たりの標準賞与額の上限額である150万円を超えていることから、121万円を150万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、平成16年分の源泉徴収簿、A社の回答及び同社の社会保険事務担当者の陳述により、請求者は、当該期間において同社から冬期賞与121万円の支払を受け、当該賞与から標準賞与額118万円に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、当該期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、平成16年分の源泉徴収簿、A社の回答及び同社の社会保険事務担当者の陳述により推認できる厚生年金保険料控除額から118万円とすることが妥当である。

また、請求期間②に係る賞与支払年月日については、当該支払年月日を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、賞与支払月の末日である平成16年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②について、平成 16 年分の源泉徴収簿、A 社の回答及び同社の社会保険事務担当者の陳述により推認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿等により推認できる賞与額から 121 万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間②の標準賞与額（上記 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間③について、請求者から提出された平成 18 年分の源泉徴収簿により、請求者は、当該期間において A 社から夏期賞与 122 万円の支払を受け、当該賞与から標準賞与額 122 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、平成 18 年分の源泉徴収簿により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から 122 万円とすることが妥当である。

また、請求期間③に係る賞与支払年月日については、平成 18 年分の源泉徴収簿に記載の支給月日から、平成 18 年 7 月 12 日とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300272号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年6月
② 平成17年12月

請求期間①及び②において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、ねんきん定期便によると、当該期間の標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者から提出された平成17年分給与所得の源泉徴収票により、A社における同年の支払金額及び社会保険料等の金額の年間総額は確認できるものの、その内訳は不明であり、各月の支給額等が確認できないことから、請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与の振込先であった金融機関に当該期間の預金口座に関する記録について問い合わせをしたが、保存期間経過のため確認できなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300308号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300074号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月31日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

令和元年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年7月31日

請求期間について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金記録によると、当該期間に係る賞与の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された会計帳簿及び平成31年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿並びに請求者から提出された預金通帳から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。